



宮崎労働局発表
平成26年5月30日(金)

【照会先】
宮崎労働局 総務部 企画室
企画室長 肥後 勇
労働紛争調整官 谷宮 俊実
(電話) 0985(38)8821

平成25年度個別労働紛争解決制度施行状況 ～いじめ・いやがらせに関する相談件数が増加～

宮崎労働局（局長 佐藤 俊彦）では、宮崎労働局及び管内各労働基準監督署内に設置している総合労働相談コーナーに寄せられた個別労働紛争に係る相談等の状況を取りまとめた。

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」施行状況 平成25年度

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 総合労働相談件数 | : 8,750 件(2.6% 減) |
| 2 民事上の個別労働関係紛争相談件数 | : 1,756 件(10.0% 増) |
| 3 助言・指導申出受付件数 | : 62 件(15.0 % 減) |
| 4 あっせん申請受理件数 | : 81 件(22.7 % 増) |

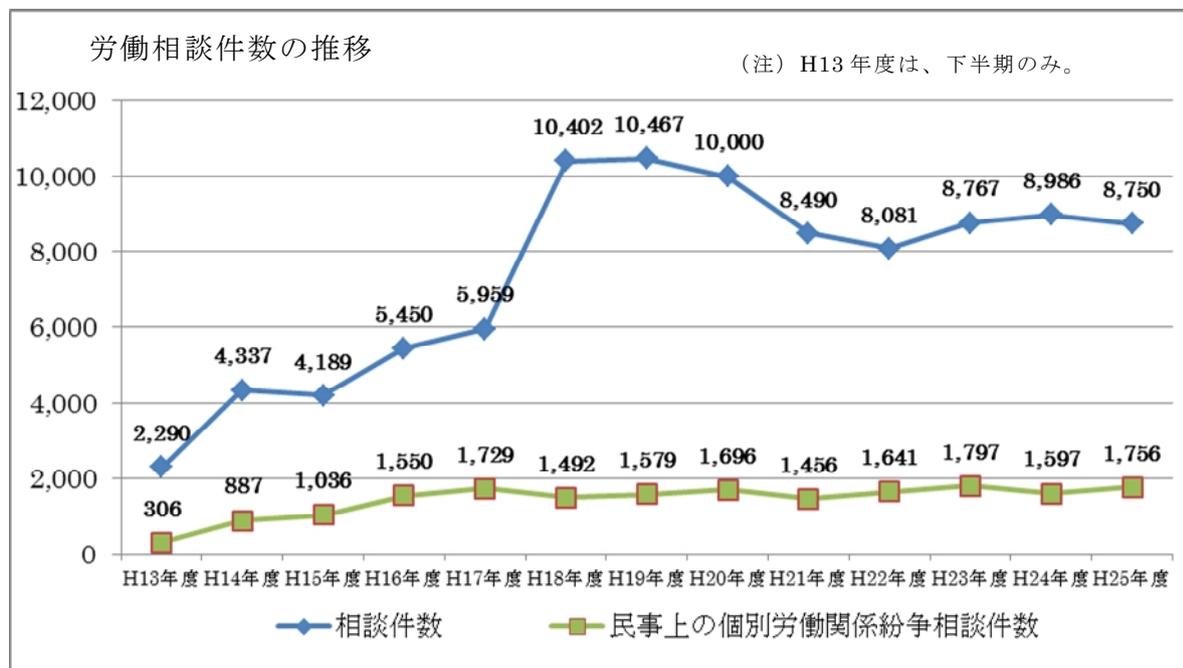
【増減率は、平成24年度実績と比較したもの】

『個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律』に基づく、個別労働紛争解決制度の平成25年度の施行状況は次ページ以下のとおりである（制度の概要は5ページを参照）。

1 労働相談受付状況

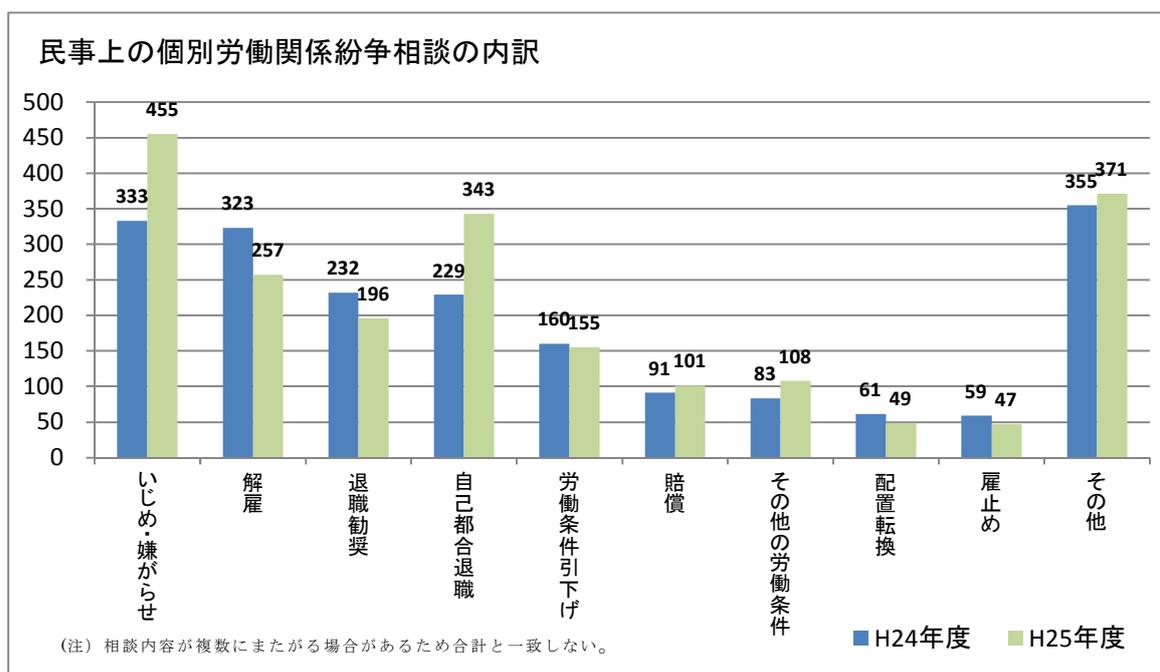
宮崎労働局の総合労働相談コーナー（労働局及び各監督署内に設置）に、平成 25 年度に寄せられた相談件数は 8,750 件と平成 24 年度比で 236 件（2.6%）減少した。

このうち、労働基準法上の違反を伴わない『いじめ・嫌がらせ』、『解雇』等のいわゆる民事上の個別労働関係紛争相談件数は 1,756 件で、平成 24 年度比で 159 件（10.0%）増加した。



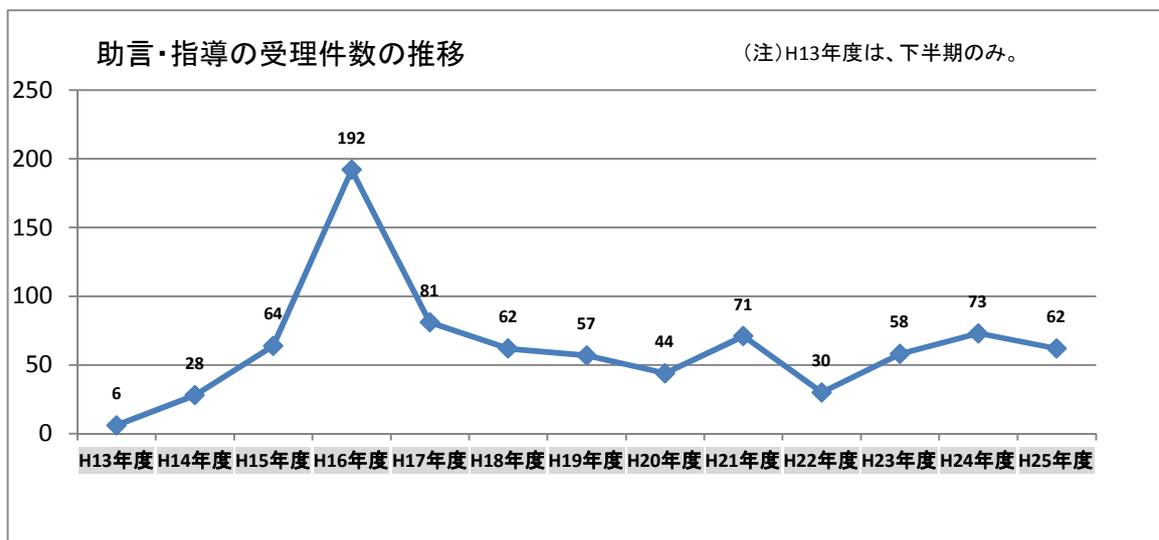
2 民事上の個別労働関係紛争の労働相談状況

平成 25 年度の民事上の個別労働関係紛争に係る相談の内訳は、『いじめ・嫌がらせ』が 445 件（25.3%）、『解雇』が 257 件（14.6%）、『自己都合退職』が 343 件（19.5%）、『退職勧奨』が 196 件（11.1%）と続いており、この 4 項目で全体の 7 割以上を占めている。

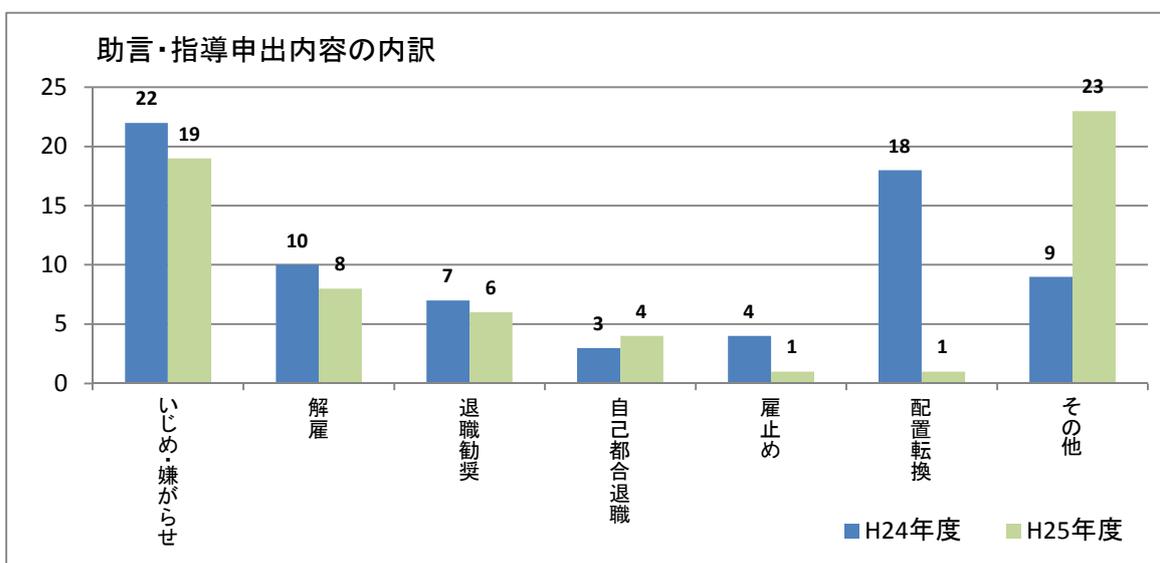


3 労働局長による助言・指導の状況

平成 25 年度における助言・指導の申出件数は 62 件で、平成 24 年度比で 11 件 (15.0%) 減少した。

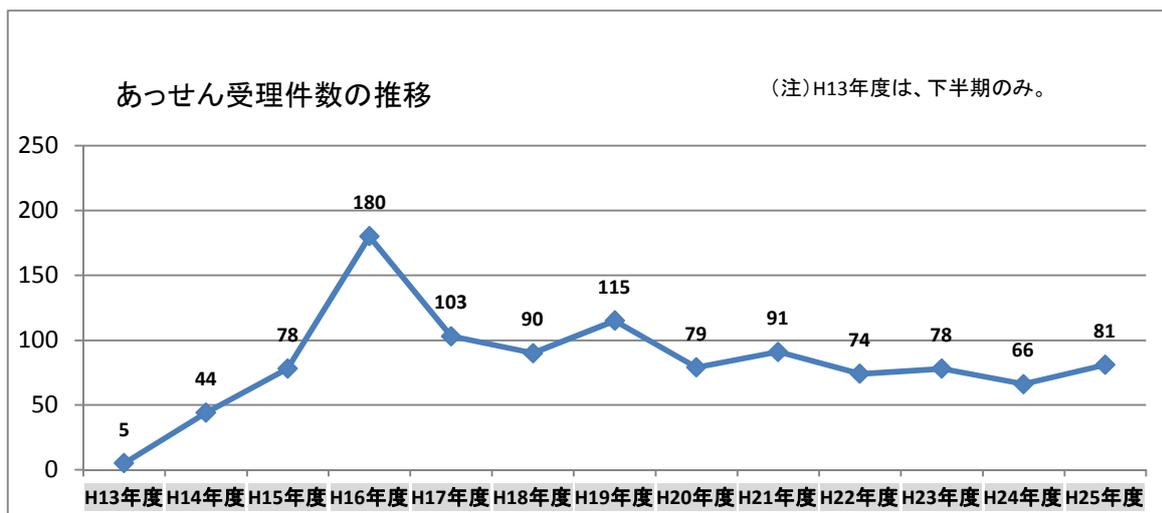


その内訳は、『いじめ・嫌がらせ』が 19 件 (30.0%)、『解雇』が 8 件 (12.9%)、『退職勧奨』が 6 件 (9.6%)、『自己都合退職』が 4 件 (6.6%) と続いている。

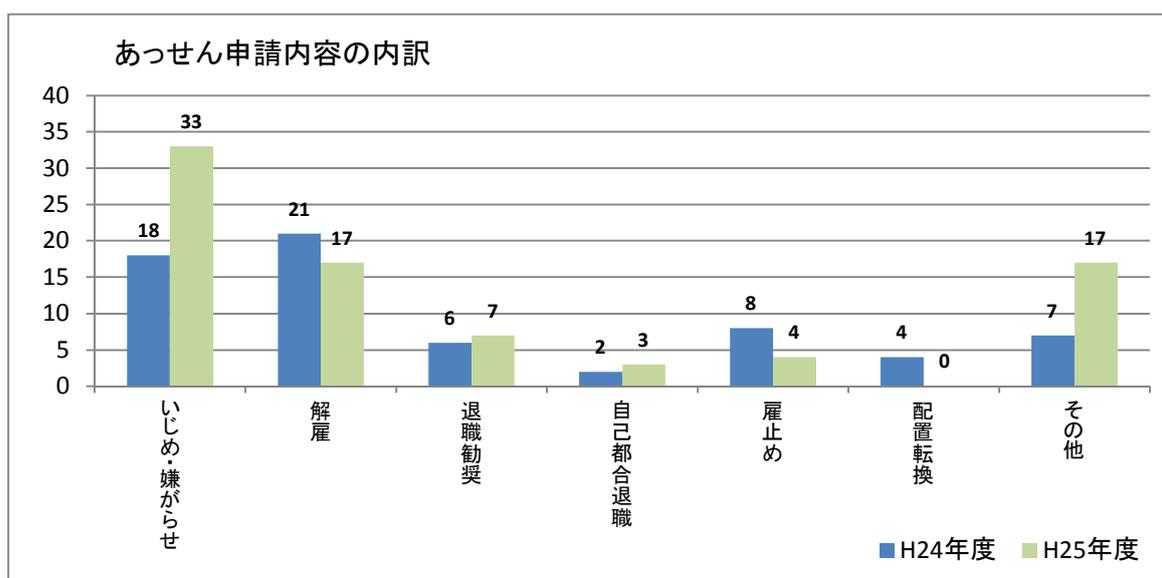


4 紛争調整委員会によるあっせんの状況

平成 25 年度におけるあっせんの申請件数は 81 件で、平成 24 年度比で 15 件 (22.7%) 増加した。



その内訳は、『いじめ・嫌がらせ』が 33 件 (40.7%)、『解雇』が 17 件 (21.0%)、『退職勧奨』が 7 件 (8.6%)、『雇止め』が 4 件 (4.9%) と続いている。
前年度と比較すると『いじめ・嫌がらせ』の件数が大きく増加している。



平成 25 年度中に処理が終了したあっせんの件数は 76 件であった。

終了区分は解決 29 件、不参加 29 件、あっせん不調による打ち切りが 11 件、申請の取下げ 7 件であった。

処理に要した期間は、1 ヶ月以内が 42 件 (55.3%)、2 か月以内が 34 件 (44.7%) となっている。

<参考>

- ① 総合労働相談
労働問題に関するあらゆる相談を受け、関係法令・判例等の情報の提供(所管部署への取次、他機関の紹介を含む)を行う
- ② 労働局長による助言・指導
民事上の個別労働紛争について、紛争当事者に、紛争の問題点の指摘、解決の方向の示唆により、紛争当事者の自主的な話し合いを促進し、紛争解決を図る制度
- ③ 紛争調整委員会によるあっせん
公平・中立な第三者としてあっせん委員(弁護士、教授等の学識経験者)が紛争当事者の間に入り、双方の主張の要点を確かめ、意見の調整を行い、紛争解決を図る制度

個別労働紛争解決システム

